

京都市教育委員会告示第4号

平成19年3月27日京都市教育委員会告示第5号（個人演説会等の開催のために必要な施設の設備の程度等）の一部を次のように改めます。

平成25年7月3日

京都市教育委員会

「1 施設の設備の程度」の表新洞小学校の項及び安朱小学校の項を削る。

「1 施設の設備の程度」の表北総合支援学校の項を次のように改める。

北総合 支援学校	体育館	575	水銀灯 400W30個 ハロゲン灯 130W36個 250W12個 500W2個	蛍 36W54個	蛍 36W144個 水銀灯 250W 6個 ハロゲン灯 75W 4個 シリカライト 100W 7個	蛍 20W20個	卓子 1脚 いす 1脚 水差し1個 コップ1個	腰掛 300人分 卓子1脚 いす4脚	机 1脚 いす4脚
白河総合 支援学校 東山分校	体育館	576	蛍ライト灯 300W15個 投光器 500W2個	蛍 40W24個	蛍 40W4個	蛍 40W4個 20W8個	卓子 1脚 いす 1脚	腰掛 100人分 卓子1脚 いす4脚	机 1脚 いす4脚

(教育委員会事務局総務部教育環境整備室)